

京都市旧京北町の未納の徴収金に係る経過措置に関する条例（平成17年3月25日

京都市条例第45号）（総務局合併推進室）

京北町の区域の編入に伴い、同町の条例の規定又はこれに基づく処分により納入しなければならないこととされた金銭で、旧町の区域の編入の際未納であるものの徴収、減額又は免除に関し必要な経過措置を定めることとしました。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行することとしました。

京都市旧京北町の未納の徴収金に係る経過措置に関する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 樺本 賴兼

京都市条例第45号

京都市旧京北町の未納の徴収金に係る経過措置に関する条例

京北町の区域の編入の日前に同町の条例（以下「旧町条例」という。）の規定又はこれに基づく処分により納入しなければならないこととされた使用料その他の金銭であって、同町の区域の編入の際未納であるものの徴収、減額又は免除（以下「徴収等」という。）については、法令又は他の条例に別段の定めがある場合を除き、当該金銭の徴収等について定める旧町条例の規定の例による。この場合において、必要な技術的読替えその他の措置については、市長が定める。

附 則

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

（総務局合併推進室）